

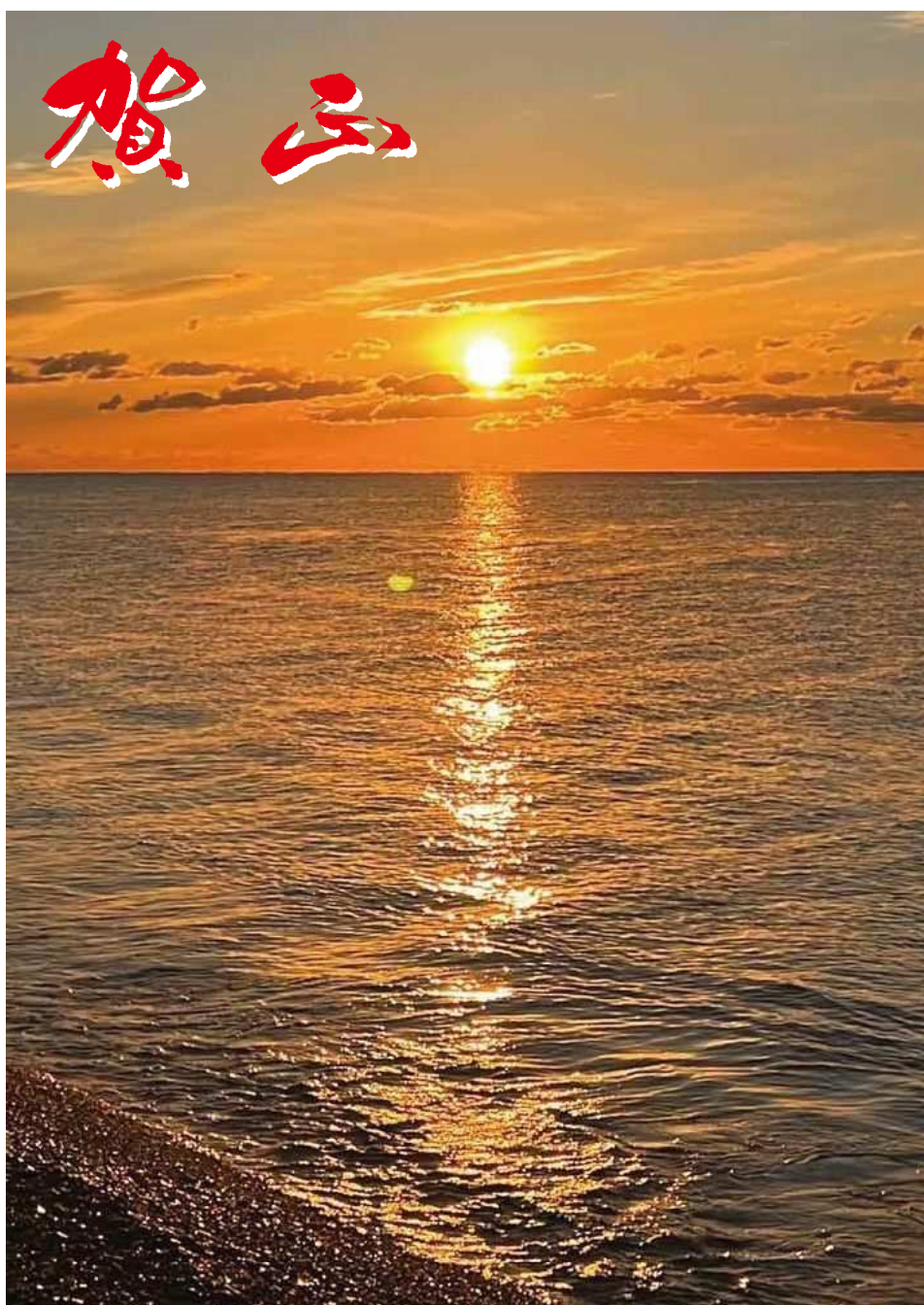


四国税理士会報

第455号
2024.1.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

新春号特集

・年頭のご挨拶

・高松国税局長と四国税理士会会長との新春対談

高松国税局との定例懇談会

部・委員会だより「情報化対策部」

研修部ニュース

広報部ニュース

情報化対策部ニュース

桂浜花街道から
の初日の出

撮影者 高知支部
中田 千穂



ホームページのQRコードはこちら

||| 広報部ニュース |||

香川大学寄附講座

小林 芳弘（高松支部）

6月15日香川大学教育学部の寄附講座を担当させていただきました。

昨年は「相続税のしくみ」を漫画サザエさんの磯野家の家系図を基に説明しましたが、今年は「ふるさと納税」をテーマに、概要から説明し、スマホを使ってふるさと納税サイトにアクセスし、自身の限度額はいくら？どこの自治体にどんなお礼の品があるか等シミュレーションをしました。

そしてふるさと納税の功罪として各自治体間の寄附格差・税金の移動等の説明をし、またふるさと納税等の法律は国会議員が決めることから、主権者教育にもつなげて締めくくりました。

学生達の、これをこう使えば将来の生徒達の授業に使える！といった話し声が聞こえ、有意義な時間を送ることができました。

今後も社会貢献としてできることがあれば参加したいと感じたひと時でした。

愛媛大学寄附講座

長谷川 広美（松山支部）

令和5年10月31日及び11月17日に愛媛大学にて教員養成大学寄附講座の講師をいたしました。私自身、令和5年3月に愛媛大学法文学部を卒業したことから、半年もたたずに母校を訪れることがあるとは…と少し感慨深い気持ちでした。

愛媛大学での寄附講座は今年度が初であることに重ね、その初回の講義である10月31日は多くの先生方がご来校されたことから、いつもにも増して緊張しながら講義を進めました。大学生相手だと多少難解な内容でも理解してもらえらるだろうという安心感と、講義時間が90分だったので、教員となる皆さんに伝えたいことは伝えきれたのかなと思います。



広報部ニュース

高知大学寄附講座

廣光 伸哉（高知支部）

大学の講義側に立つのは初めてで少し緊張もありましたが、生徒さん達が講義をきちんと聴いてくれ、問題にも真剣に取り組んでくれたので、非常に講義がやりやすかったです。税の歴史や歳入・歳出といったなじみづらい内容も含まれていましたが、漠然と暮らしの中にあつた税金の役割や仕組みが分かったり、社会の授業で習ってきた税の必要性や公平性について、社会に近くなった立場で改めて講義を受けて納得できたといった感想をいただきました。大学生になると、義務教育時とは違い、生まれや育つた環境にばらつきが大きく、講義内容の理解度や受け止め方も差が出やすくなっているように感じました。一方で、受講する姿勢の真剣度は高く、緊張感もあつたため、貴重な経験となりました。



認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所(受講方法)	研修テーマ	講師	受講料
四国ミロク会計人会	令和6年 2月2日(金) 13:30~16:30	高松商工会議所 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)	令和6年度税制改正の概要解説	税理士・近畿会会員 植田 卓氏	一般 6,600円 ※会員 2,200円

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

税の広場

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の 仕入税額控除制度の適正化について

令和2年度の税制改正項目であり、令和5年分確定申告より影響がありそうなものをピックアップしました。

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{*1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

【適用開始時期】

令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されません。

【経過措置】

令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

◆第三年度の課税期間の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に課税賃貸用に供した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}} \times \frac{\text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4の合計額 (A)}}$$

◆その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}} \times \frac{\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}}{\text{課税譲渡等調整期間*5に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4の合計額 (B) + 居住用賃貸建物の譲渡の対価の額*4 (C)}}$$

国税庁 HP より引用

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r02kaisei.pdf>

今昔物語

八幡浜港の今昔

八幡浜港は、佐田岬半島の基部に位置し、豊予海峡を挟み大分県に対しており、また宇和海に面した天然の良港であり、古くから漁業基地、農水産品の集荷港として発展してきました。



【昭和27年頃】



【昭和54年頃】

昭和39年には、フェリーの接岸施設が造られ、四国～九州間では初となるフェリー「しこく」が就航（臼杵港）しました。その後、昭和44年には別府港とも結ばれ、四国西端の玄関口として重要な役割を果たしています。

港湾再開発事業では、平成14年度から平成22年度にかけて八幡浜港および八幡浜漁港の一部が埋め立てられ、「道の駅みなとオアシス八幡浜みなと」と「高度衛生管理型魚市場」が整備されました。八幡浜みなとは、平成25年4月のオープン以来、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化の拠点となっています。

既存フェリー岸壁（水深5.5m）の老朽化や船舶の大型化、大規模地震発生時における緊急物資輸送に対応するため、八幡浜市によるフェリーふ頭再編事業として、平成27年度より新フェリー岸壁の整備が開始され、令和4年4月より供用が開始されました。



【新フェリーターミナル】

また、八幡浜漁港は、トロール漁業基地となっています。トロール漁業（沖合底引き網漁業）では、2隻の船で1つの網を曳きます。最盛期の昭和23年には27統54隻の沖合トロール漁船が港を賑わせましたが、現在では、1統2隻のみの操業となっています。船から水揚げされた豊富な魚介類は、県内外の各方面に出荷されるだけでなく、地元の水産加工品業を生み出し、その練り製品業や煮干し業などは、八幡浜の地場産業として発展しました。



【新フェリーターミナルビル】

令和4年に公開された新海誠監督のアニメーション映画「すずめの戸締まり」は、女子高校生が災いの元となる「扉」を閉じるため日本各地の廃墟をめぐる物語です。主人公が九州からフェリーで渡り、最初に訪れるのが八幡浜港です。旧フェリーターミナルビルも物語の一場面となったことから「扉」のレプリカが制作されました。

八幡浜での聖地巡礼、八幡浜港からフェリーを利用した船旅は、いかがでしょうか？ その際には、ソウルフードである八幡浜ちゃんぽんにじゃこ天、塩パン発祥のパン屋もありますので、ぜひご賞味ください。

引用先：八幡浜市水産港湾課及び政策推進課

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。2月（会報発行日以降）～4月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	2/8(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		3/14(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	2/2(金)・3/1(金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		2/16(金)・3/1(金)		資産税	潮見 秀孝
		2/2(金)・3/15(金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	2/2(金)・2/16(金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	2/7(水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		2/21(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

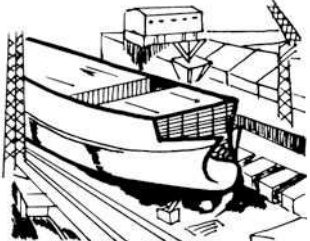
※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

支部だより

今治支部



今治税務署「一日税務署長」



昨年12月25日、今治税務署にて「一日税務署長」のイベントが開催された。

このイベントは、令和5年度中学生の「税についての作文」において、今治市立玉川中学校の松木心優（まつぎみゆ）さんが日本税理士会連合会会長賞を受賞。また、今治市立南中学校の飯尾桃華（いいおももか）さんが全国納税貯蓄組合連合会優秀賞を受賞されたことに伴い開催されたイベントである。

初めに、来賓として出席された浜崎会長が松木さんに賞状及び副賞を授与し、税理士会の紹介等を出席者に丁寧に説明された。次に、合田署長から飯尾さんに賞状及び副賞を授与し、大内課長から納税貯蓄組合の説明があった。次に合田署長から一日税務署長委嘱状・タスキ・名札・名刺の交付があり、一日税務署長の名刺を手にした2人は、来賓等との名刺交換を行った。その後、松木署長及び飯尾署長からは、作文の朗読による署長訓示が行わ



れ、イベントは厳かな雰囲気の中続けられた。

次に一日税務署長は、保護者とともに確定申告の模擬体験として、スマートフォンを利用した申告手続きを体験された。

場所は移り、署長室にて、一日税務署長による決裁文書への押印決済、電子決済の模擬執務が行われ報道関係者の質問が相次いでなされた。これまで、署長室は笑うような場所ではなかったと思うが、来賓や保護者から笑いが起こるなど和やかな雰囲気であった。



中学生の「税についての作文」は、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会の共催により、昭和42年から実施しており、日本税理士会連合会は平成15年度からこの事業を後援している。これは、将来を担う中学生が、税についての作文を書くことを通じて、税について関心を持ち、また、税についての正しい理解を深めることを目的として行われている。本年度は6,457校から445,945編の作文が寄せられ、日本税理士会連合会会長賞は内閣総理大臣賞、総務・財務・文部科学大臣賞に次ぐ賞である。

こうしたイベントを通して、税に関心を持ってもらうと同時に、我々税理士の職業を子供たちや父兄にも知っていただき、税理士を目指してほしい、と率直に思うしだいである。

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索